

地域密着型サービスの新規指定申請については、まず新規指定を考えておられる事業所所在地の各市町村介護保険担当課に事前相談をしていただき、**当該サービスについて新規指定申請を行うことができるかどうかを確認**してください。新規指定申請が可能と認められた場合に限り、以下の手順により事前協議を行ってください。

介護保険指定事業者については、人員基準とともに設備に関する様々な基準が定められており、認知症対応型通所介護（介護予防を含む。以下同じ。）事業者として指定を受けるためにはそれらの基準に適合している必要があります。

新規に認知症対応型通所介護事業を始められる場合は、建物や設備の整備計画（案）がこれらの基準に適合しているかをあらかじめ確認させていただくため、**事前協議**を行っております。

必ず、事業を行おうとする建物の改修や新築工事等に**着手される前に**、下記書類を揃えたうえで、南河内広域事務室へ**お越しください。**(要予約。詳細は次ページ参照)

## 1 事前協議に必要な書類 ①～⑪

	提出書類	説明
①	地域密着型サービス事前相談書(事前相談様式1):市町村受付印が押された原本	各市町村介護保険担当課にあらかじめ相談し、指定申請が可能か確認してください。可能と認められると、市町村受付印が押されます。
②	事業計画書(協議様式1)	現段階での計画(予定)内容を記入してください。
③	施設整備チェックリスト(協議様式2)	施設整備計画の際の参考としてください。なお、必ず全ての項目について、あらかじめよく確認しておいてください。
④	都市計画法および建築基準法に関する事前確認書(協議様式3)	建築確認申請等の手続きが必要な場合は、スケジュール等を確認・明記してください。 手続き不要との案内を受けた場合は、何故不要なのかを具体的に明記してください(理由・根拠法令など)。
⑤	消防署との協議記録(協議様式4)	手続内容や検査完了までのスケジュールを確明記してください。
⑥	土地および建物の図面	建物の図面については、 <b>食堂・機能訓練室の正確な面積や、玄関・廊下・トイレ入口等の(開口)幅</b> が確認できるもの(面積や幅については、 <b>内法</b> による測定)。 土地の図面は、避難経路や送迎車の駐停車スペース等が確認できるもの。
⑦	近隣の住宅地図等	施設周辺の様子がわかるもの。
⑧	現況の写真	A4用紙(1ページに2～8枚程度が納まるよう)に印刷又は貼り付けの上、提出してください。(カラー写真)
⑨	賃貸借契約書(案)	申請者(法人)所有の場合は不要です。ただし、建物が法人所有であっても、土地の所有者が異なる場合は土地の賃貸借契約書等が必要となります。 なお、法人代表者が所有する物件の場合でも、法人代表者と法人との間で賃貸借契約を取り交わしていただく必要があります。 ※賃貸借契約書については、 <b>使用用途(目的)が認知症対応型通所介護事業を行える内容となっているか(「居宅」等は不可)、契約期間満了後に契約更新を行える旨の規定があるか等</b> をあらかじめ確認しておいてください。
⑩	土地及び建物登記簿謄本	※新築の場合は建物登記簿謄本を除く
⑪	事業実績表(共用型のみ)(協議様式5)	介護保険法上の指定事業(居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援等)について記載してください。

## 2 事前協議から指定までの流れ

- ① **事前協議の予約（電話）** （なるべくお越しいただく二週間程前までに）



② **事前協議**

事前協議の受付期間は設けていませんが、下記日程は除きます（受付できません）。

・月初、10日（土・日・祝日等の場合、**翌**開庁日）

・月末、15日（土・日・祝日等の場合、**前**開庁日）



③ **施設の建築・改修、人員の確保等**

事前協議終了後（受理後）でなければ建築・改修等に着手することはできません。  
（事前協議の内容によっては、間取りや設計の変更が必要となる場合があるため。）



- ④ **指定申請（本申請）の予約（電話）** （なるべく事業開始月の前々月上旬頃までに）



⑤ **指定申請（本申請）**

■ 事業開始月の前々月16日～前々月末（補正期限は事業開始月の前月10日）

…詳細は事前協議受付時にご案内します。なお、平成28年4月1日から指定申請について手数料が導入されています。



- ⑥ **現地調査**（事業開始月の前月12日～19日頃にお伺いします。）



⑦ **事業開始（指定日）**

【 ご予約・お問い合わせ先】

T e l : **0721-20-1199**（南河内広域事務室 広域福祉課 介護保険担当）

【 開庁日時 】 土・日・祝日および12月29～1月3日を除く

平日9：00～17：30

【共用型認知症対応型通所介護(介護予防)】

○認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂、地域密着型特定施設若しくは地域密着型介護老人福祉施設の食堂又は共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者等とともにを行う認知症対応型通所介護

人員基準	管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専らその職務に従事する常勤の者1名(兼務可となる例外あり)</li> <li>・適切に当該サービスを提供するために必要な知識及び経験を有する者であって「認知症対応型サービス事業管理者研修」修了者</li> </ul>
	従業者	<p>共用する認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設の入居者数と共用型認知症通所介護の利用者数の合計数について、認知症対応型共同生活介護等共用する各事業の基準を満たす員数</p> <p>(例) 定員9名のグループホームが定員3名の共用型を行う場合          日中の時間帯          グループホームの介護職員基準⇒常勤換算で3 : 1          ⇒9名+3名=12名⇒必要な介護職員 4人(常勤換算で3 : 1)</p>
事業者	<p>居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援の事業又は介護保険施設、介護療養型医療施設の運営について、3年以上の経験を有すること。</p>	
利用定員	<p>共同生活住居ごとに1日当たり3人以下</p>	
設備等	<p>共用する認知症対応型共同生活介護等の利用者の生活に支障がないこと。</p>	

**【単独型・併設型認知症対応型通所介護（介護予防）】**

- 単独型指定認知症対応型通所介護・・・以下の社会福祉施設等に併設されていない事業所
- 併設型指定認知症対応型通所介護・・・特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、その他社会福祉法第62条第1項に規定する社会福祉施設、又は特定施設に併設されている事業所

(1) 人員に関する基準について

職種	資格要件	配置基準
管理者	適切に当該サービスを提供するために必要な知識及び経験を有する者であって「認知症対応型サービス事業管理者研修」修了者	・専らその職務に従事する常勤の者1名（兼務可となる例外あり）
生活相談員 ※A	社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事* 介護福祉士、介護支援専門員  * …下記参照	・提供日ごとに、生活相談員が勤務している時間数の合計数をサービス提供時間数で除して得た数が1以上 ※C
看護職員 又は介護職員 ※A、※B	看護職員：看護師、准看護師 介護職員：なし	・サービス提供単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該認知症対応型通所介護の提供に当たる者2名以上
機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師	・単位ごとに、専ら当該認知症対応型通所介護の提供に当たる者1名以上
利用定員	12人以下	
<p>※A 生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1名以上は常勤であること</p> <p>※B 介護職員は、単位ごとに常時1名以上従事させること</p> <p>※C 生活相談員配置要件（計算方法）</p> <p>当該認知症対応型通所介護事業所で、サービス提供を行っている時間帯に勤務する生活相談員の勤務時間数の合計 ÷ 当該事業所のサービス提供を行っている時間数 ≥ 1</p> <p>→サービス提供時間帯を通じて常に1名以上生活相談員が配置されていれば当該要件を満たすこととなります。</p> <p>* 社会福祉主事の証明を大学、短大の成績証明書で行う場合、厚生労働省の指定科目が卒業年次で異なりますので、事前に証明書を発行した大学、短大又は、厚生労働省社会援護局福祉基盤課の資格試験担当〔TEL03-5253-1111（代表）〕にご確認願います。</p>		

- 【注】① 「専ら従事する」、「専ら提供する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。
- ② 「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していることをいいます。

(2) 設備に関する基準（および行政指導事項）について

設備		内容
食堂		・それぞれ必要な広さを有すること
機能訓練室		・合計した面積が、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること ・狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保することは不可
静養室		・利用定員に対して（複数の利用者が同時に利用できる）適当な広さを確保すること ・専用の部屋等を確保すること ・プライバシー保護のため、カーテン等を設置すること ・緊急呼び出し（ナースコール）等通報装置を設置すること
相談室		・個室でない場合は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること ・利用者やその家族が同時に相談に入れるよう、複数の椅子が設置できる面積を確保すること
事務室		・机や鍵付書庫などの設備備品を配置できる広さを確保すること
その他必要な設備	便所	・介助を要する者の使用に適した構造・設備とすること ・緊急呼び出し（ナースコール）等通報装置を設置すること ・複数設置し（おおむね、定員10～15名に対し二ヶ所程度が望ましい）、介助者を伴っての出入りや車椅子での使用に支障のないものとするのが望ましい
	厨房	（食事を提供する場合のみ） ・環境衛生に配慮した設備とすること。（保存食の保存設備を設置するのが望ましい。）
	浴室	（入浴介助を行う場合のみ） ・介助者が介護できる仕様（面積・開口幅）とすること ・緊急呼び出し（ナースコール）等通報装置を設置すること ・可能な限り段差のない構造とし、手すりを設置するなど利用者の安全確保を最優先とすること ・給湯設備の温度管理が適切に行えること
<p>設備については専ら指定（介護予防）認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定（介護予防）<u>認知症対応型通所介護</u>の提供に支障がない場合は、この限りではない。</p>		

その他施設整備にあたっては、（協議様式2）施設整備チェックリストを併せてご確認ください。